

# 新型コロナウイルス感染症対応公立大学等授業料等減免臨時支援事業 に基づく授業料減額規程

(令和2年9月28日制定 法人第5201-4号)

(趣旨)

第1条 この規程は、文部科学省が実施する大学改革推進等補助金（新型コロナウイルス感染症対応公立大学等授業料等減免臨時支援事業）及び公立大学法人山梨県立大学授業料等に関する規程第13条の規定に基づき、令和2年度後期分の授業料の減額に関し、必要な事項を定める。

(授業料の減額の対象)

第2条 この規程に基づく授業料の減額は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により家計が急変した経済的に困窮する学生であって、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）による授業料等減免の対象とならなかった者が、学業優秀と認められる場合に、予算の範囲内で行う。

(減額の額)

第3条 授業料の減額の額は、納付すべき額の4分の1の額とする。

(減額の申請)

第4条 授業料の減額を受けようとする者は、理事長が別に定める授業料減額申請書に、理事長が必要と認める書類を添えて、理事長が別に定める日までに理事長に提出しなければならない。

(減額の決定)

第5条 理事長は、前条に規定する書類を受理したときは、実状を調査し、速やかに減額の承認又は不承認を決定する。

2 理事長は、前項の決定をしたときは、その結果を当該申請をした者に通知する。

(減額の取消し)

第6条 理事長は、減免の承認を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、その承認を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により承認を受けた場合
- (2) 当該期の途中において、減免の理由を失った場合
- (3) 減額の承認を受けた者が、納期限を守らない場合

(委任)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和2年9月28日から施行する。